

生徒指導規程

校番（４）呉市立広中央中学校

第１章 総則

第１条 目的

この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。生徒が安全に安心して、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第２章 学校生活に関すること

第２条 登校及び下校

- １ ８時１５分までに教室に入り、読書を始める。
- ２ ８時２５分までに教室で自席に着席していないと遅刻とする。無断遅刻の場合は、指導する。
- ３ 全校朝会のある時は、８時２５分までに体育館に移動する。間に合わない者は列の後に並ぶ。無断遅刻の場合は、指導する。
- ４ 自転車通学は、石内地区の生徒に許可する。自転車通学の生徒は学校が発行する許可シールを自転車に貼り、安全のため必ずヘルメットを着用する。自転車通学規程を守ること。違反した場合は、指導する。無許可で自転車通学をしていた場合は、不要物持ち込みの場合の指導を行う。
- ５ バス通学は、石内地区・白石４丁目の生徒に許可する。自転車通学との併用はできない。
- ６ 登校後は、校外に出ることは禁止する。無断外出した場合は、説諭、反省文指導及び保護者連絡を行う。
- ７ 欠席・遅刻をする場合は、８時１０分までに保護者が学校に連絡する。
- ８ 完全下校の時刻は、次のとおりとする。
３月から９月末まで１８時００分完全下校
１０月は１７：３０完全下校
１１月から１月末まで１７：００完全下校
２月は１７：３０完全下校
毎週水曜日は原則として部活動休養日とし、１５：４０完全下校
週休日（土・日・祝日）は原則として１日は部活動休養日とする。
※ただし、呉賀茂大会出場や総合文化行事参加など特別な場合を除く。
- ９ 登下校中の買い食いは禁止する。違反した場合は、指導する。
- １０ 登下校は、学校指定のカバンを使用する。不要なアクセサリをつけることは禁止する。違反した場合は不要物持ち込みの場合の指導を行う。補助バッグだけの登下校は禁止する。違反した場合は、指導する。

第３条 服装及び上履き等

- １ 本校の指定した制服、靴及び靴下を規定どおり着用して登下校する。詳細は別紙本校服装の規定による。
違反した場合は、規定どおりの服装にするように指導する。違反の程度がひどい場合は、特別な指導を行う。事情により規定の服装を着用できない場合は、事前に保護者が学校に連絡する。
- ２ 冬服・夏服の期間については設けない。（ウィンドブレーカ・タイツ・防寒具も同様）天候状況や体調に応じて各家庭の判断で着用する。また、登下校中は気候や体調に応じて制服を脱ぎ着をしてよい。ただし、式典や学校の指定する公式行事の際には、別途指示する。
- ３ 体育時の服装は、名前を入れた学校指定の体操シャツ、ジャージ、クォーターパンツ、体育館シューズを保健体育科教員の指示どおりに着用する。
- ４ 部活動時の服装は、各部活動の顧問が許可した服装（指定練習着、ユニフォームなど）を着用しても良い。詳細は別紙本校部活動規程による。

- 5 上履きは、学校指定のスリッパを着用する。落書きや破損がひどいがある場合は新しいスリッパを購入する。

第4条 頭髮

- 1 別紙「服装と髪型のきまり」に則る。原則、義務教育である中学校の学習の場としてふさわしい清潔感のある髪型にすること。違反した場合は、保護者連絡をして、指導する。違反の程度がひどい場合は、特別な指導を行う。

第5条 化粧及び装飾品

- 1 次の化粧及び装飾品の使用は禁止する。違反した場合は、装飾品については不要物の持ち込みの指導を行う。化粧の場合は、落とさせて、説諭、反省文指導及び保護者連絡を行う。違反の程度がひどい場合は、特別な指導を行う。
ピアス、ネックレス、ブレスレット、口紅、マニキュア、アイプチ等

第6条 所持品

- 1 学校には、この規程に違反する物、不要な物、お金の持ち込みを禁止する。違反した場合は、不要物持ち込みの指導を行う。
- 2 所持品には必ず名前を書き、紛失を防ぐとともに、もし紛失したらすぐに教員に届ける。
- 3 特別な事情でお金や携帯電話（スマートフォン）等を持ってこなければならない場合は、保護者が事前に学級担任に連絡し申請をした上で、下校まで預ける。
- 4 タブレット端末の使用については別紙「タブレット端末使用規程」に則る。

第7条 昼食・飲料水

- 1 昼食は、弁当またはデリバリー給食とする。生徒が登校中に弁当を購入することは禁止する。違反した場合は、指導する。
- 2 昼食時間には、各教室で自分の席について食べる。なお、昼食時間終了までは教室を出ない。
- 3 持参してよい飲料水はお茶または水とする。違反した場合は指導する。ただし、熱中症対策としてスポーツドリンクの持参は許可する。塩飴やタブレットについては部活動顧問等の管理の下で使用する。

第8条 校内生活

- 1 安心して楽しく学校生活を過ごすために、人の嫌がることを言ったり行ったりすることを禁止する。違反した場合は、指導する。特に、いじめは絶対にしない。いじめを見たら絶対に止める。
- 2 授業においてしっかり学習するために、次のことを厳守する。
 - ① チャイムと同時に黙想を行い、授業が開始できるようにする。（授業準備・ベルスタートを守る。）
 - ② 教員の指示を黙って聞く。指導無視には、指導する。指導への反抗や暴言等の場合は特別な指導を行う。
 - ③ 授業中には、私語、立ち歩きやいねむりなどの授業妨害になる行為を禁止する。違反する場合は、指導する。それでも繰り返す場合は、特別な指導を行う。
 - ④ 宿題や提出物の期限を守る。
 - ⑤ 授業道具の忘れ物をしない。
 - ⑥ 試験中または試験返却後の不正行為は禁止する。違反した場合は指導するとともに、当該試験は0点とする。
- 3 机をはじめ落書きは禁止する。違反した場合は、指導する。消えない場合は机の天板の交換等必要経費を弁償するものとする。
- 4 掃除道具をはじめ学校のものは大切に扱う。壊してしまった場合には、すぐに申し出る。
- 5 他のクラスの教室には入らない。
- 6 教室には、許可された物以外は置かない。違反した場合は指導する。
- 7 保健室を利用する場合は、教員に申し出て保健室連絡票をもらう。保健室では、養護教諭の指示に従う。

8 次の礼儀を身に付ける。

- ① お互いに気持ちのよいあいさつをする。
- ② 授業においては、服装を整え、机・イスの位置を確認し、「お願いします。」「ありがとうございました。」のあいさつをお互いにする。
号令・・・「起立」「机・椅子・身なりを整えてください。」「はい」「これから○時間目の○○○の授業を始めます（終わります）。」「はい」「気をつけ」「礼」「お願いします。（ありがとうございました。）」「着席」
- ③ 職員室へは、用事のない生徒は入らない。用事のある場合は、身なりを確認し、「失礼します。」で入室し、「○年○組○○です。○○先生、お願いします。」「○○先生いらっしゃいますか。」などと呼びかけ、用事をすます。用事がすんだら「失礼しました。」で退室する。

9 美化を心がける。

- ① 平素から身の周りを美しくすることを心がける。
- ② ゴミは、ゴミ箱にきちんと入れる。
- ③ 掃除は全員で取り組み、担当場所は責任を持ち、丁寧に素早く行う。
 - ・ 掃除道具は大切に扱う。
 - ・ 掃除が終わったら、担当の先生に報告し、全員そろって点検を受ける。
- ④ 校舎・体育館は土足で立ち入らない。（校舎内はスリッパ、体育館は体育館シューズ）
- ⑤ 花樹を大切にする。
- ⑥ 学習する雰囲気を高めるため、教室は常に整理整頓し、掲示物等も大切にする。

第9条 校内安全

1 安全に過ごすために次のことを心がける。

- ① 校内放送が始まったら、静かに聞く。（火災・地震等の緊急避難の際には、放送をよく聞き、指示に従って素早く行動できるようにするため。）
- ② 校舎内は走らない。廊下・階段では右側通行をする。

第3章 校外での生活に関すること

第10条 外出

- 1 夜間外出はしない。
- 2 友人の家への外泊はしない。
- 3 生徒だけの旅行等は禁止する。
- 4 カラオケ、ゲームセンター、映画館、ボーリング場などには、保護者同伴とする。違反した場合は、指導する。
- 5 目的もなく繁華街やスーパー（商店）、図書館に出入りしない。用事を済ませたら早く帰る。

第11条 交通安全

- 1 自転車を使用するときは2人乗り、無灯火、信号無視、スマホなどの使用をしない。また、左側通行を守り、並列走行など他人の迷惑になることをしない。
- 2 歩行者としての交通マナーを守り、並列歩行や信号無視、ながらスマホなどをしない。

第12条 校外生活

次のことを守ること。違反した場合は、状況により特別な指導を行う。

- 1 法律で禁止されていることは絶対にしない。
- 2 エアガン等、危険な遊具や玩具での遊びはしない。
- 3 友人とのお金の貸し借り等をしない。
- 4 携帯電話・スマートフォンの使用については情報モラルを遵守すること。また、家庭での約束を必ず作り、守ること。

第4章 特別な指導に関すること

第13条 問題行動への特別な指導（第14条4問題行動対応一覧表 参照）

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に基づき、次の問題行動を起こした生徒に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携し、特別な指導を行う。

- 1 法令法規に違反する行為
- 2 いじめ、授業妨害、試験の不正行為、指導無視、指導への反抗、暴言、暴力、その他の本校の決まりに従わない行為
- 3 その他、学校長が教育上その指導を必要とすると判断した行為

第14条 特別な指導の内容

生徒の自己指導能力を育成するという観点から、状況に応じて、問題行動対応一覧表のとおり、事実確認、説諭、反省文指導、別室指導、保護者面談等の反省指導を段階的に行う。法令法規に違反する行為については警察と連携する。その他必要に応じて、教育委員会、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

- 1 別室指導は、別室で自分の行動を振り返り、今後はどのような行動をとることが自他のためになるのかを自書しながら考えさせ、よりよい行動への変容を目的として行う。
- 2 別室指導では、次の内容を振り返る。
 - ・ どのような行為がいけなかったのか。
 - ・ なぜそのような行為をしたのか。
 - ・ その行為の結果どうなったのか。（誰に迷惑をかけたのか）
 - ・ 今後、自分はどのように行動するのか。
- 3 別室指導の期間は、基本的に当日からとする。また、再三の指導に関わらず問題行動が続く場合、期間の延長、出席停止などの指導に移行する。
- 4 問題行動対応一覧表

		指導段階	指導対象の主な事柄	指導内容の方法
一般的な指導の段階	1	ルールやマナー違反A 生徒指導規程に対する違反 (すぐに直せる違反)	・ シャツ出し ・ スカート長短 ・ シューズのかかと踏み ・ 頭髪違反(速やかに直せるもの) ・ その場で直せる服装規程違反 ・ 遅刻 ・ 不要物の所持 ・ 登下校のルール違反 ・ 公衆道徳に違反する行為(唾を吐く等) ・ タブレットの使用違反 ・ その他の軽微な危険行為 ※携帯電話・危険物については保護者の来校を要請(保護者に了承の上、内容確認を確認する場合あり。内容によっては、指導段階4に移行する。)	①事実確認 ②口頭注意を行い、直させる。 ↓ 事案が継続する場合 ③個別指導又は別室指導(説諭、反省文) 担任、学年主任、教科担当、部活担当、生徒指導部 ↓ さらに継続する場合 ④保護者と連携を図り指導を行う。(来校要請等を含む。) ↓ ⑤指導に従わない場合、指導段階2に移行する。
	2	ルール・マナー違反B (指導にある程度の期間を要する重大な違反)	・ 頭髪違反(脱色、染髪、パーマ、剃り込み、変形) ・ 眉そり ・ ピアス ・ その場で直せない服装違反 ・ 校内での不要物の飲食	①事実確認 ②保護者と連携を密にした指導(連絡、来校要請、家庭訪問) ③別室指導(説諭、反省文)又は授業反省 ④期日を設けて直させる

特 別 な 指 導 の 段 階	3	いじめに関すること	いじめと認知される行為	①事実確認 ②別室指導（説諭，反省文） 又は授業反省 ③保護者来校要請 ④謝罪 ※内容により指導段階 4 以上に移行する。
		学校生活・授業に関すること	・授業妨害や授業放棄 ・指導無視，暴言 ・試験における不正行為 ・自分または他者を傷つける校内での危険行為。 ・タブレット端末の不正使用	①事実確認 （タブレット端末の一時的預かり） ②別室指導（説諭，反省文） 又は授業反省 著しくひどい場合 ③保護者来校要請 （タブレット端末の返却） ④謝罪 ※内容により指導段階 4 以上に移行する。
	4	触法行為 A （法規・法令違反）	喫煙，飲酒，家出，深夜徘徊，道路交通法違反	①事実確認 ②別室指導（説諭・反省文等） 又は授業反省 ③保護者来校要請 ↓ ④必要に応じて警察と連携
		触法行為 B （犯罪行為）	万引，窃盗，金品強要，暴力行為（生徒間暴力・対教師暴力・器物破損）遺失物横領	①事実確認 ②別室指導（説諭・反省文等） 又は授業反省 ③保護者来校要請 ④警察と連携
	5	重大な緊急対応	生命の危機にかかわるような犯罪や行為，学校全体の秩序が脅かされ，生徒が安心して登校できない状況を作る行為	①事実確認（可能な限り） ②警察，関係機関と連携 ③教育委員会と連携

※指導のねらいは，当該生徒の自己指導能力の育成である。

※指導対象事案が発生するごとに保護者連携を行う。

※特別な指導の解除は，指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い落ち着いて教室に入れる状態にあること，教室内の安全・安心な状態にあることを条件とする。指導期間は原則として 1 回目 3 日間の授業反省，2 回目 5 日間の授業反省，3 回目 3 日間の別室指導とし，教員と保護者が連携を図り決定する。特別な指導解除日には保護者を呼び，期間中の様子を報告する。

※特別な指導の期間中，指導等に従わなかった場合は，指導期間や指導内容を変更する。

※特別な指導で別室指導の期間中，定期試験等が行われる時は，別室で受験する。

※ここに示されていない問題行動に対しても，5 段階の指導段階に照らし合わせて指導する。

※個別指導，別室指導は必ず複数教員で対応する。

附則 この規程は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。